

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第21号）…………… 2
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第22号）…………… 2

### 教 委 規 則

- 秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第7号）…………… 2

### 公 平 委 規 則

- 管理職等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 2

### 告 示

- 平成30年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第119号）…………… 3
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第120号）…………… 3
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第121号）…………… 9
- 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について（第122号）…………… 9
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第123号）…………… 9
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第124号）…………… 12
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第125号）…………… 12
- 平成29年度介護保険料納入通知書の公示送達について（第126号）…………… 13
- 平成29年度分介護保険料督促状の公示送達について（第127号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第128号）…………… 13
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第129号）…………… 13
- 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について（第130号）…………… 13
- 秋田県知事から平成30年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について（第131号）…………… 14

- 平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第132号）…………… 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号）…………… 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第134号）…………… 14
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第135号）…………… 14
- 指定居宅サービス事業者の指定について（第136号）…………… 14
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第137号）…………… 15
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第138号）…………… 15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第139号）…………… 15
- 道路の区域変更および供用開始について（第140号）…………… 16
- 上北手地区の住居表示実施区域の街区符号および住居番号を定めることについて（第141号）…………… 16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第142号）…………… 16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第143号）…………… 16
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第144号）…………… 16
- 平成29年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第145号）…………… 17
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第146号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第147号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第148号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第149号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第150号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第151号）…………… 17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第152号）…………… 18
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第153号）…………… 18
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第154号）…………… 18
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第155号）…………… 18
- 指定管理者の告示事項の変更について（第156号）…………… 18
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第157号）…………… 18
- 道路の区域変更および供用開始について（第158号）…………… 18
- 地縁による団体の認可について（第159号）…………… 19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第160号）…………… 19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第161号）…………… 19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第162号）…………… 19

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第7号）……………20

選 管 告 示

○平成30年 5月17日執行予定の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第2号）……………20

河 選 挙 長 告 示

○平成30年 5月17日執行予定の河辺土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）……………20

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第4号）……………20

上 下 水 道 局 告 示

○収納取扱金融機関の名称の変更について（第7号）……………20  
○指定排水設備工事業者の廃止について（第8号）……………20

公 告

○農用地利用集積計画の縦覧について……………20

上 下 水 道 局 公 告

○受益者負担金の賦課対象区域について……………21  
○受益者分担金の賦課対象区域について……………21

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年 4月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。  
第47条第2項の表中

13	副所長	東京事務所 および少年 指導センター	所属長を補佐し、 所管の事務を処理 する。
14	事務長補佐	動物園	上司の命を受けて、 特定の事務を掌る。

を

13	副所長	東京事務所 および少年 指導センター	所属長を補佐し、 所管の事務を処理 する。
13の2	園長補佐	動物園	上司の命を受けて、
14	事務長補佐	動物園	特定の事務を掌る。

に

改める。

附 則

この規則は、平成30年 5月1日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 4月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「12,410」を「9,600」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、平成30年 4月分の利用者負担額の額から適用し、同年 3月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

教 委 規 則

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 4月 6日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第7号

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則（昭和61年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 歯科衛生士

附 則

この規則は、平成30年 5月1日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 4月10日

秋田市公平委員会

委員長職務代理者 檜 森 利 光

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会議事務局の項中「課長補佐 副参事」を「課長補佐」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「政策調整主幹

防災主幹」を「政策調整主幹」に、「報道官」を「報道官 防災主幹」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

- 「文化会館  
事務長 参事 副参事」を
- 「文化会館  
事務長 副参事」に、
- 「新屋ガラス工房  
館長 事務長 副参事」を
- 「新屋ガラス工房  
館長 副参事」に、
- 「下新城交流センター  
所長」に、
- 「保健所  
所長 次長 課長 担当課長 課長補佐 副参事」を
- 「保健所  
所長 次長 課長 担当課長 参事 課長補佐 副参事」に

改め、同表教育委員会の項教育機関の項中

- 「自然科学学習館  
館長」を
- 「公民館  
館長 副館長 副参事」に
- 「自然科学学習館  
館長 副館長」に

改め、同表農業委員会事務局の項中「事務局長 副理事」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 秋田市告示第119号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成30年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

秋田市長 穂 積 志

	受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
1	秋田市飯島鼠田四丁目10番40号 伊 藤 静 子 伊藤光商店
2	秋田市南通築地15番36号 株式会社秋田ト一屋 代表取締役 挽 野 泰 次 ドジャース 新屋店 ドジャース 堂の沢店 ドジャース 広面店 ドジャース 檜山店
3	秋田市川尻町字大川反233番地の60 株式会社たけや製パン 代表取締役 武 藤 真 人 デイリーヤマザキ 秋田工業団地店 デイリーヤマザキ 中通七丁目店 デイリーヤマザキ 秋田南バイパス店 デイリーヤマザキ 柳田川崎店
4	秋田県大館市清水四丁目4番15号 株式会社伊徳 代表取締役 塚 本 徹 いとく川尻店 いとく新国道店 いとく土崎みなと店 いとく秋田東店 いとく自衛隊通店
5	秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号 有限会社中央市場 代表取締役 金 澤 正 樹 ビフレ外旭川店 ビフレ東通店
6	秋田市卸町二丁目2番7号 株式会社秋田まるごと市場 代表取締役 大 島 紳 司 秋田まるごと市場
7	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 代表取締役 高 野 昌 司 薬マツモトキヨシ イオンモール秋田店 薬マツモトキヨシ 秋田駅ビルALS店 ドラッグストアマツモトキヨシ メルシティ潟上店
8	東京都府中市若松町一丁目38番地の1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤 尾 主 哉 サンドラッグ新国道店 サンドラッグ土崎自衛隊通店 サンドラッグ八橋大畑店
9	秋田市土崎港中央一丁目8番30号 株式会社イシカワ 代表取締役 石 川 元 イシカワ
10	秋田市山王臨海町4番37号 株式会社ドジャース商事 代表取締役 挽 野 泰 次

	ドジャース 食品館 ドジャース 本館		代表理事 高 橋 良 延 秋田大学生協 手形店 秋田大学生協 本道店
11	秋田市中通四丁目7番35号 有限会社菅野商店 代表取締役 菅 野 久 菅野商店	21	秋田市土崎港北六丁目1番30号 生活協同組合コープあきた 理事長 大 川 功 コープあきた 共同購入センター コープあきた 土崎店 コープあきた 茨島店
12	秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁内 秋田県職員消費生活協同組合 理事長 鎌 田 雅 人 秋田県庁売店 秋田県庁第二庁舎売店 秋田地方総合庁舎売店	22	青森県弘前市大字末広二丁目2番地10 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅 野 雅 晴 スーパードラッグアサヒ Express 秋田勝平店 スーパードラッグアサヒ 秋田中央店 スーパードラッグアサヒ 秋田八橋店 スーパードラッグアサヒ 秋田広面店
13	秋田市下新城中野字街道端西241番地243 有限会社ライジング 代表取締役 柴 田 とも子 デイリーヤマザキ 新屋田尻沢店	23	秋田市雄和相川字銅屋260番地 渡 邊 恵 子 渡留商店
14	秋田市新屋豊町3番48号 株式会社ナイス 代表取締役 齋 藤 寛 之 ナイス新屋店 ナイス割山店 ナイス外旭川店 ナイス土崎店 ナイス仁井田店 ナイス仁井田南店 ナイス八橋店 ナイス山手台店 ナイス追分店	24	秋田市広面字土手下108番地1 株式会社J A新あきたライフサービス 代表取締役 佐々木 良 英 Aコープ大正寺店
15	秋田県大館市御成町二丁目17番10号 株式会社タクト 代表取締役 佐 藤 学 タクト秋田支店	25	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐 藤 三 男 佐伊商店 バナフィショップ
16	秋田市中通二丁目8番1号 株式会社なかよし 代表取締役 加賀谷 徹 ドラックなかよし	26	秋田県大仙市川目字町東33番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 智 史 グランマート泉店 グランマート外旭川店 グランマート手形店
17	秋田市牛島東五丁目3番26号 株式会社マルダイ 代表取締役 佐 藤 純 一 マルダイ牛島店 マルダイ土崎店 マルダイおのぼ店 マルダイ広面店 マルダイ八橋店	27	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社薬王堂 代表取締役 西 郷 辰 弘 薬王堂 秋田茨島店 薬王堂 秋田外旭川店 薬王堂 秋田土崎店 薬王堂 秋田河辺店
18	秋田市南通築地1番29号 中通生活協同組合 組合長 小 林 仁 中通生活協同組合 本店	28	秋田市土崎港北一丁目6番25号 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 佐々木 智佳子 マックスバリュ 泉店 マックスバリュ 港北店 マックスバリュ 茨島店 マックスバリュ 広面店 マックスバリュ 河辺店 マックスバリュ エクスプレス新屋関町店 ザ・ビッグ潟上店
19	秋田県横手市大森町字大森182番地 株式会社うえたストア 代表取締役 上 田 昌 一 うえたストア外旭川店	29	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号 D C Mホームマック株式会社 代表取締役 石 黒 靖 規 D C Mホームマック 茨島店
20	秋田市手形山崎町12番14号 秋田大学生生活協同組合		

	D C Mホームマック 広面北店 D C Mホームマック 広面店		
30	秋田市保戸野通町3番31号 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦 山王佐野薬局 佐野薬局広面店 佐野薬局本店	40	秋田県男鹿市船越字内子89番地 株式会社アマノ 代表取締役 天野良喜 スーパーセンターアマノ 御所野店 スーパーセンターアマノ 男鹿店 スーパーセンターアマノ 井川店
31	秋田市河辺和田字上中野401番地7 佐々木 征一 総合食品ささせい	41	秋田市大町一丁目4番22号 株式会社せきや 代表取締役 関谷春雄 せきや
32	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司 サークルKサンクス 秋田横森店 サークルKサンクス 秋田若葉町店 サークルKサンクス 秋田勝平店 サークルKサンクス 秋田中通4丁目店 サークルKサンクス 秋田中通六丁目店 サークルKサンクス 秋田南通宮田店 サークルKサンクス 秋田飯島中央店	42	秋田県湯沢市前森一丁目2番6号 株式会社日敷 代表取締役 小田原豊博 ホームセンターハッピー 外旭川店
33	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 イオンリテール株式会社(イオン御所野店) 店長 山田弘喜 イオン 御所野店	43	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順 ツルハドラッグ 秋田広面北店 ツルハドラッグ 外旭川店 ツルハドラッグ 秋田泉南店 ツルハドラッグ 秋田広面店 ツルハドラッグ 秋田將軍野店 ツルハドラッグ 秋田土崎店 ツルハドラッグ 天王長沼店 ツルハドラッグ 八橋店 ツルハドラッグ 秋田御所野店 ツルハドラッグ 東通店 ツルハドラッグ 茨島店 ツルハドラッグ 秋田川尻店 ツルハドラッグ 秋田榑山店 ツルハドラッグ 秋田寺内店 ツルハドラッグ 秋田仁井田店
34	秋田市榑山川口境5番11号 イオンリテール株式会社(イオン秋田中央店) 店長 井上智雄 イオン 秋田中央店	44	秋田市外旭川字四百刈29番地 秋田青果株式会社 代表取締役 畑山治 生鮮いちばん土崎店
35	秋田市土崎港南二丁目3の41 イオンリテール株式会社(イオン土崎港店) 店長 笠井薫 イオン 土崎港店	45	青森県青森市新町二丁目5番8号 紅屋商事株式会社 代表取締役 秦勝重 メガ土崎店 メガ仁井田店
36	秋田市千秋矢留町10番12号 齋藤博 千秋マート	46	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 株式会社長崎屋 代表取締役 関口憲司 ドン・キホーテ 秋田店
37	秋田市泉北二丁目4番23号 株式会社マルエーうちや 代表取締役 海風正一 ジェイマルエー 泉店 ジェイマルエー 旭南店 ジェイマルエー 御所野店 ジェイマルエー 広面店 マルエー大正寺店	47	新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎 コメリホームセンター 飯島店 コメリホームセンター 泉店 コメリ パワー卸町店 コメリホームセンター 仁井田南店 コメリハードアンドグリーン 河辺和田店 コメリハードアンドグリーン 雄和店
38	青森県八戸市根城六丁目22番10号 株式会社サンデー 代表取締役 川村暢朗 サンデー秋田土崎店 サンデー土崎港北店 サンデー秋田御野場店 サンデー秋田八橋店		
39	秋田市飯島鼠田一丁目5番41号 大友征一 フレッシュ大友総合食品店		

48	秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号 株式会社サンアメニティ(秋田支社) 支社長 金 澤 直 樹 国際教養大学 売店 A I U S H O P	ローソン 秋田寺内イサノ店 ローソン 秋田八橋田五郎店 ローソン 秋田八橋田五郎二丁目店
49	秋田市新屋松美が丘南町2番10号 有限会社佐藤酒店 取締役 佐 藤 キヨエ 佐藤酒店	61 秋田市八橋イサノ一丁目7番11号 藤 原 房 雄 ローソン 秋田新屋比内町店 ローソン 秋田新屋日吉町店
50	秋田市卸町三丁目6番6号 株式会社秋田県酒類卸 代表取締役 佐 藤 卯兵衛 ファミリーマート 秋田寺内神屋敷店 ファミリーマート 秋田仁井田新中島店 ファミリーマート 秋田南通り店 ファミリーマート 秋田赤れんが館通り店	62 秋田市外旭川字大畑63番地1 小 林 三 男 ローソン 秋田泉中央三丁目店 ローソン 秋田泉登木店 ローソン 秋田泉南一丁目店
51	秋田市旭南三丁目7番48号 株式会社英雄 代表取締役 富 野 和 夫 酒の英雄 本店	63 秋田市御野場新町三丁目13番1号 株式会社K&Kメルシ 代表取締役 湊 一 利 ローソン 秋田駅西店 ローソン 秋田キャッスルホテル店 ローソン 秋田保戸野原の町店 ローソン 秋田日赤病院前店 ローソン 秋田泉ななかまど通り店 ローソン 秋田保戸野千代田町店
52	秋田市土崎港東二丁目3番2号 品 田 福 男 品田商店	64 秋田市川尻みよし町1番29号 有限会社あいわ商店 代表取締役 平 野 玲 ローソン 秋田金足片田店 ローソン 秋田自衛隊通店 ローソン 秋田仁井田本町店 ローソン 秋田外旭川天徳寺通店 ローソン 秋田土崎港中央五丁目店 ローソン 秋田土崎港北七丁目店
53	秋田市保戸野通町2番29号 通町山下有限会社 代表取締役 山 下 栄 一 通町山下金物店	65 秋田市榎山大元町6番7号 有限会社ケンユー 代表取締役 石 川 健 ローソン 秋田山王中島町店 ローソン 秋田城東店 ローソン 秋田東通一丁目店
54	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目4番21号 みちのくキャンティーン株式会社 代表取締役 谷 村 広 和 みちのくキャンティーン株式会社 秋田県立大学秋 田キャンパス売店	66 秋田市御所野地藏田四丁目19番10号 有限会社イトーマーク 代表取締役 伊 藤 文 幸 ローソン 秋田山王中園店
55	秋田市旭南三丁目1番14号 有限会社ジャガ・コーポレーション 代表取締役 佐々木 政 昭 ファミリーマート 秋田新屋扇町店 ファミリーマート 秋田山王臨海町店	67 秋田市大平台四丁目4番地23号 有限会社シーアンドエル 代表取締役 辻 永 均 ローソン 雄和石田店
56	秋田市新屋鳥木町4番56号 株式会社キートス 代表取締役 土 佐 尚 人 ローソン 秋田御野場新町店	68 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅 倉 俊 一 ダイユーエイト 秋田寺内店 ダイユーエイト 秋田潟上店
57	秋田市手形新栄町7番24号 株式会社藤井酒店 代表取締役 藤 井 秋 一 藤井酒店	69 秋田市河辺三内字寺田19番地1 株式会社サン・ジェム 代表取締役 山 上 義 彦 ローソン 秋田將軍野南三丁目店
58	秋田市高陽青柳町6番16号 六本木 嶺 男 ローソン 秋田茨島六丁目店	70 秋田市川元開和町4番9号
59	秋田県湯沢市大町一丁目2番24号 株式会社とみや 代表取締役 富 谷 栄 助 とみや 秋田営業所	
60	秋田市寺内蛭根一丁目3番22号 有限会社尚 代表取締役 長谷川 浩 之	

	金 靖 子 ローソン 秋田旭北錦町店	85	秋田市川元山下町4番22号 グレイタス川元A101号 木次谷 英 一 セブンイレブン 秋田川尻みよし町店
71	秋田市川元開和町4番9号 有限会社コンエンタープライズ 代表取締役 金 律 子 ローソン 秋田さくら店 ローソン 秋田仁井田店 ローソン 秋田仁井田栄町店	86	秋田市土崎港南三丁目1番60号 ポンド・パディ203 三 浦 綱 毅 セブンイレブン 秋田將軍野南2丁目店
72	秋田市御野場新町三丁目17番22号 石 川 雅 樹 ローソン 秋田仁井田緑町店	87	秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9 畠 山 秀 美 セブンイレブン 秋田土崎港北7丁目店
73	秋田市御野場新町三丁目2番22号 株式会社畠山商店 代表取締役 畠 山 稔 ローソン 秋田北インター店 ローソン 秋田外旭川八柳店	88	秋田市手形山西町3番6号 殿 村 新 セブンイレブン 秋田旭南1丁目店
74	秋田市將軍野南四丁目2番5号 三 浦 孝 雄 セブンイレブン 秋田新国道寺内店 セブンイレブン 秋田泉中央1丁目店	89	秋田市外旭川字山崎292番地7 小 番 紀 征 セブンイレブン 秋田泉北3丁目店
75	秋田市中通五丁目9番20-806号 山 口 健 吾 セブンイレブン 秋田中通6丁目店	90	秋田市八橋本町二丁目12番45号 五十嵐 雄 一 セブンイレブン 秋田臨海店
76	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地68 鈴 木 芳 貴 セブンイレブン 秋田広面店	91	秋田市広面字土手下53番地2 ハイムSATO B203 木 下 順 子 セブンイレブン 秋田手形西谷地店
77	秋田市千秋矢留町6番14-1203号 池 田 学 セブンイレブン 秋田將軍野南三丁目店	92	秋田市桜台三丁目8番7号 佐 藤 祐 子 セブンイレブン 秋田寺内堂ノ沢店
78	秋田市土崎港東四丁目8番2号 小 玉 あや子 ローソン 秋田飯島薬師田店 ローソン 秋田將軍野青山店 ローソン 天王追分店	93	秋田市牛島東四丁目5番30号 杉 原 治 セブンイレブン 秋田八橋新川向店
79	秋田市仁井田字西潟敷25番地8 石 井 栄 治 セブンイレブン 秋田牛島東3丁目店	94	秋田市広面字小沼古川端50番地 グラウンドール小沼102 渡 部 雅 浩 セブンイレブン 秋田東通仲町店
80	秋田市御所野下堤一丁目4番3号 吉 川 透 セブンイレブン 秋田四ツ小屋店	95	秋田県潟上市天王字西長根40番地14 有限会社エムズ 代表取締役 三 浦 卓 ローソン 秋田土崎港南二丁目店
81	秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202 志 賀 聡 彦 セブンイレブン 秋田寺内蛭根店	96	秋田市檜山城南新町28番15号 保 坂 朱有吾 ファミリーマート 秋田寺内イサノ店
82	秋田市新屋町字関町後190番地82 阿 部 真理子 セブンイレブン 秋田山王中島町店	97	秋田市檜山本町1番22号 庄 司 成 行 ローソン 秋田大町二丁目店 ローソン 秋田中通一丁目店 ローソン 秋田南通亀の町店
83	秋田市広面字広面233番地 伊 藤 典 之 セブンイレブン 秋田東通8丁目店	98	秋田市高陽幸町2番43号 ユートピア406号 菊 地 志保子 セブンイレブン 秋田外旭川八柳2丁目店
84	秋田市土崎港相染町字中谷地165番地2 パルーデII204 柳 谷 直 樹 セブンイレブン 秋田飯島新町2丁目店	99	秋田市八橋本町二丁目2番8号 金 田 由紀子 セブンイレブン 秋田山王1丁目店
		100	秋田市新屋日吉町3番37号 檜 尾 永 次

	ファミリーマート秋田卸町店		加 藤 喜久代
101	秋田市牛島東七丁目17番3号 高 橋 ミエ子 高橋酒店		ローソン 秋田山王けやき通店 ローソン 秋田市役所店
102	秋田市飯島字飯島水尻479番地1 サードニクスグ ランディ103 佐 藤 好 宏 セブンイレブン 秋田保戸野桜町店 セブンイレブン 秋田広面屋敷田店	116	秋田市新屋日吉町41番20号 阿 部 昌 博 セブンイレブン 秋田山王5丁目店
103	秋田市飯島飯田一丁目2番48号 齋 藤 尚 徳 セブンイレブン 秋田浜ナシ山店	117	秋田市土崎港中央一丁目15番42号 藤 井 俊 弥 ふじけい
104	秋田市保戸野八丁目5番42号 メゾンド・ソレイユ 201号 小 野 貴 セブンイレブン 秋田広面谷内佐渡店	118	秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5 三 浦 光 紀 セブンイレブン 秋田仁井田本町店
105	秋田市大住四丁目11番2-405号 八 柳 孝 美 ファミリーマート 秋田新屋日吉町店	119	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古 屋 一 樹 セブンイレブン 秋田山王6丁目店 セブンイレブン 秋田卸町3丁目店
106	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号 株式会社ローソン 運営本部東北エリアサポート部 シニアマネジャー 石 井 敦 行 ローソン 秋田八橋大畑店	120	秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号 石 田 康 宏 セブンイレブン 秋田川尻大川反店
107	秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日 202 佐 々 木 敦 セブンイレブン 秋田新屋豊町店	121	秋田市新屋前野町4番16号 富 岡 直 人 ファミリーマート 秋田茨島四丁目店 ファミリーマート 秋田御野場二丁目店
108	秋田市広面字野添80番地8 南 野 塁 セブンイレブン 秋田明田店	122	秋田市新屋元町16番11号 渡 部 要 二 ファミリーマート 秋田添川店
109	秋田市下新城中野字街道端西241番地500 中 川 真 智 子 ファミリーマート 秋田土崎港相染町店	123	秋田市土崎港西一丁目3番38号 株式会社アイマール 代表取締役 武 田 昭 彦 ローソン 秋田土崎港西一丁目店
110	秋田市中通四丁目5番6号 秋銀・明治安田ビル 5F J R 東日本東北総合サービス株式会社(秋田支店) 常務取締役秋田支店長 佐 藤 一 郎 秋田生鮮市場保戸野店	124	秋田市広面字広面17番地 有限会社酒の福屋 代表取締役 福 島 順 一 ファミリーマート 秋田広面板橋添店 ファミリーマート 秋田中央インター通店 ファミリーマート 秋田仁井田栄町店 ファミリーマート 秋田下新城琵琶沼店 ファミリーマート 秋田土手長町通り店 ファミリーマート 秋田手形店 ファミリーマート 秋田牛島東五丁目店 ファミリーマート 秋田東通り店 ファミリーマート 秋田ぼぼろーど店
111	秋田市御所野堤台二丁目6番地54 加 藤 美 沙 子 セブンイレブン 秋田御所野堤台店	125	秋田市南通みその町3番49号 株式会社関 代表取締役 関 潔 ローソン 秋田御所野店 ローソン 秋田御所野堤台一丁目店 ローソン 秋田河辺店
112	秋田市河辺和田字和田81番地 今 野 博 子 今野喜栄堂	126	秋田市牛島東七丁目16番38号 工 藤 圭 介 セブンイレブン 秋田セリオンタワー前店
113	秋田市千秋矢留町2番3号 オリムピア千秋公園 402号 安 田 君 子 セブンイレブン 秋田通町店 セブンイレブン 秋田割山店	127	秋田市將軍野東三丁目5番38-2号 齋 藤 和 史
114	秋田市川元山下町1番8号 有限会社なおと 取締役 佐々木 直 人 ローソン 秋田川元山下町店 ローソン 秋田川尻総社町店		
115	秋田市浜田字自在山70番地		

	ファミリーマート 秋田桜一丁目店
128	秋田市牛島西二丁目5番5号 セジュール開成103 福田 勉 セブンイレブン 秋田南通宮田店
129	秋田市広面字近藤堰越83番地3 有限会社協栄酒店 代表取締役 船 木 修 一 ファミリーマート 秋田広面北店
130	秋田市中通五丁目1番21号 トーカンマンション中 通605 佐々木 仁 セブンイレブン 秋田大町4丁目店
131	秋田市飯島新町二丁目4番37号 高橋 久美子 ローソン 秋田広面蓮沼店
132	秋田市卸町三丁目3番7号 株式会社辻源 代表取締役 辻 昭 久
133	秋田市卸町四丁目7番9号 株式会社桑原 代表取締役 桑 原 透 桑原 本社 桑原 秋田北営業所
134	秋田市東通館ノ越2番12号 株式会社折安 代表取締役 渡 部 智 樹 折安 本社 折安 秋田市民市場店
135	秋田県横手市卸町8番4号 株式会社丸幸 代表取締役 伊 藤 義 継 丸幸 秋田営業所
136	秋田市新屋豊町4番64号 株式会社誠文社 代表取締役 田 中 誠
137	秋田市新屋扇町5番36号 平川 広 秋 平川ふくろ店
138	秋田市外旭川字三千刈147番地の1 株式会社かねひろ 代表取締役 土 田 博 美 株式会社かねひろ パッケージプラザかねひろ泉店

139	秋田市東通仲町14番3号 秋田成幸産業株式会社 代表取締役 利 部 浩
140	東京都千代田区二番町5番地25 株式会社そごう・西武 代表取締役 林 拓 二 ザ・ガーデン自由が丘・西武

秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 菅 原 真
- 2 委託の期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 菅 原 真
- 2 委託の期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成30年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務および市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務

納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入および寄附金の収納に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御櫓槽、旧黒澤家住宅、如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務、図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務、図書頒布等収入および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。公衆電話使用料の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。複写機使用料等の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務

新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入、光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の出納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務、いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付金、老人保護費負担金および生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務
保健予防課	有価証券の出納保管に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
子ども総務課	母子父子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用紙証出納保管に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入、屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納および開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務

太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。新屋図書館の複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年4月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号	平成30年4月1日	通所介護
株式会社あきた福祉会	ショートステイむすびの郷	秋田市雄和田草川字本田241番地57	平成30年4月1日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
医療法人回生会	訪問看護ステーションひまわり	秋田市牛島西一丁目7番5号	平成30年4月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社JAWA秋田	さらさ秋田駅前	秋田市中通四丁目17番15号	平成30年4月2日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

秋田市告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

平成30年4月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
ほっと・サポート株式会社	ケアぶん館ほっと・サポート	秋田市外旭川八柳三丁目10番6号	平成30年3月24日	居宅介護支援
社会福祉法人秋田中央福祉会	訪問介護いずみ	秋田市外旭川字三千刈114番地1	平成30年3月31日	訪問介護、介護予防訪問介護
社会福祉法人秋田中央福祉会	介護支援金寿園	秋田市飯島緑丘町23番32号	平成30年3月31日	居宅介護支援
株式会社プライムハウス	デイサービスきたえるーむ秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号	平成30年3月31日	地域密着型通所介護
企業組合秋田福祉サービス	包括ケアプランふきのとう	秋田市金足小泉字瀧向86番地1	平成30年3月31日	居宅介護支援
社会福祉法人友遊会	ケアセンター亀はうす	秋田市下北手松崎字岩瀬163番地1	平成30年3月31日	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
公益社団法人秋田県看護協会	訪問看護ステーションあきた	秋田市保戸野千代田町16番16号	平成30年3月31日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
株式会社虹の街	まごころデイサービスセンター	秋田市牛島西一丁目10番16号	平成30年3月31日	介護予防通所介護
有限会社アイ・サポート	居宅介護支援事業所アイ・サポート	秋田市仁井田新田二丁目4番6号	平成30年3月31日	居宅介護支援
株式会社JAWA	さらさ秋田駅前	秋田市中通四丁目17番	平成30年4月1日	特定施設入居者生活介護

	15号	護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
--	-----	-------------------------------

**秋田市告示第126号**

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度介護保険料納入通知書

**秋田市告示第127号**

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度分介護保険料督促状

**秋田市告示第128号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中野上町内会
- 2 認可年月日  
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 中 泉 松之助  
秋田市下新城中野字街道端西32番地  
変更後 中 川 薫 清  
秋田市下新城中野字街道端西26番地
- 4 変更年月日  
平成29年4月1日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第129号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年4月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
    - イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成30年3月8日から同月31日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成30年4月23日から同年10月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第130号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

平成30年4月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称
  - (1) 施設の種類  
認定こども園
  - (2) 施設の名称  
認定こども園サン・パティオこども園
  - (3) 施設の所在地  
秋田市大町一丁目2番7号
  - (4) 設置者の名称

- 社会福祉法人山栄会
- 2 特定地域型保育事業所の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称
- (1) 事業の種類  
小規模保育事業
- (2) 事業所の名称  
広面みなと園
- (3) 事業所の所在地  
秋田市広面字土手下2番地4
- (4) 事業者の名称  
熊谷 武
- 3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日  
平成30年4月1日

#### 秋田市告示第131号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から平成30年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

平成30年4月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日  
平成30年3月30日 秋田県告示第207号
- 2 調査を実施する者の名称  
秋田市
- 3 調査地区
- (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市河辺神内字太田面の一部
- (2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市河辺神内字太田面の一部  
秋田市河辺神内字六枚田の一部
- 4 調査期間  
平成30年4月10日から平成31年3月31日まで

#### 秋田市告示第132号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度国民健康保険税納税通知書

#### 秋田市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
晃ヶ丘町内会
- 2 認可年月日

平成10年4月17日

- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 千 田 要

秋田市下新城中野字街道端西89番地139

変更後 金 子 正 信

秋田市下新城中野字街道端西89番地132

- 4 変更年月日

平成30年3月18日

- 5 変更の理由

役員改選による

#### 秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

千秋の丘松崎団地町内会

- 2 認可年月日

平成13年12月11日

- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 渡 房 勝

秋田市下北手松崎字大沢田102番地12

変更後 佐 藤 隆

秋田市下北手松崎字大沢田105番地14

- 4 変更年月日

平成30年4月8日

- 5 変更の理由

役員改選による

#### 秋田市告示第135号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市御野場新町三丁目13番1号

名称 株式会社K&Kメルシ

氏名 湊 一 利

- 2 売りさばき所の所在地

秋田市保戸野千代田町13番37号

- 3 売りさばき所の名称

ローソン秋田保戸野千代田町店

株式会社K&Kメルシ

#### 秋田市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年4月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 プロフェ クト・バ ランス	訪問介護 サービス 太陽	秋田市高陽 青柳町9番 20号	平成30年 4月15日	訪問介護

**秋田市告示第137号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年4月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
訪問看護ステーションひまわり	秋田市牛島西一丁目7番5号	平成30年 4月1日
デイサービスきたえるーむ秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号	平成30年 4月1日
ショートステイむすびの郷	秋田市雄和田草川字本田241番地57	平成30年 4月1日
さらさ秋田駅前	秋田市中通四丁目17番15号	平成30年 4月2日
やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番15号	平成30年 4月1日

2 変更

	事業所名称	所 在 地	変 更 年月日
旧	秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場136番地	平成29年 4月1日
新	外旭川デイサービスセンター幸		
旧	指定居宅介護支援さくら家	秋田市仁井田福島一丁目18番29号	平成29年 11月1日
新		秋田市檜山金照町1番32-2号	

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
デイサービスきたえるーむ秋田山王	秋田市山王六丁目2番16号	平成30年 3月31日

居宅介護支援事業所アイ・サポート	秋田市仁井田新田二丁目4番6号	平成30年 3月31日
包括ケアプランふきのとう	秋田市金足小泉字瀧向86番地1	平成30年 3月31日
まごころデイサービスセンター	秋田市牛島西一丁目10番16号	平成30年 3月31日
さらさ秋田駅前	秋田市中通四丁目17番15号	平成30年 4月1日
やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番25号	平成30年 3月31日

**秋田市告示第138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年4月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ひまわり歯科医院	秋田市外旭川字野村201番地アーバンティ加賀屋A号室	平成30年 4月1日
訪問看護ステーションひまわり	秋田市牛島西一丁目7番5号	平成30年 4月1日
きらら調剤薬局	秋田市川元開和町1番35号東和ビル1F	平成30年 4月1日
イオン薬局土崎港店	秋田市土崎港南二丁目3番41号	平成30年 4月1日
やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番15号	平成30年 4月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	平成30年 3月31日
やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番25号	平成30年 3月31日

**秋田市告示第139号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月18日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市広面東町町内会

2 認可年月日

平成9年12月2日

3 変更があった事項およびその内容

変更年月日	変更後	変更前
平成29年3月25日	石川 洋 一 秋田市広面字樋ノ 下19番地5	山崎 嘉 幸 秋田市広面字樋ノ 下28番地4
平成30年4月15日	鎌田 清 美 秋田市広面字樋ノ 下12番地1	石川 洋 一 秋田市広面字樋ノ 下19番地5

4 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
41104	旧	飯島大崩 4号線	秋田市飯島 字大崩79番 地先 秋田市飯島 字大崩120 番地先	226.70	4.00 ～ 4.00
	新		秋田市土崎 港北三丁目 79番1地先 秋田市土崎 港北三丁目 120番地先		4.00 ～ 6.00

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年4月19日

3 縦覧期間

平成30年4月19日から同年5月11日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第141号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定に基づき、上北手地区の住居表示実施区域について街区符号および住居番号を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

平成30年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 実施区域

別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり

2 街区符号および住居番号

別添住居表示新旧・旧新対照表（省略）のとおり

3 実施期日

平成30年6月1日

4 住居表示の方法

街区方式

秋田市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

石田坂町内会

2 認可年月日

平成12年2月14日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐藤 治 司

秋田市豊岩石田坂字碓109番地

変更後 堀川 淳 一

秋田市豊岩石田坂字坂ノ下82番地

4 変更年月日

平成28年2月7日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

八柳新町町内会

2 認可年月日

平成11年4月1日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 山 川 誠

秋田市外旭川八柳二丁目5番21号

変更後 柴 田 春 一

秋田市外旭川八柳二丁目8番11号

4 変更年月日

平成30年4月15日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第144号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年4月19日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市山王沼田町3番6号

氏名 高 田 一 馬

2 売りさばき所の所在地

秋田市横森三丁目11番49号

3 売りさばき所の名称

ファミリーマート秋田横森店

**秋田市告示第145号**

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度後期高齢者医療保険料督促状

**秋田市告示第146号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第147号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
120	やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目7番25号	有限会社八橋薬局 取締役 細谷昇寿	平成30年3月31日

**秋田市告示第148号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
215	やばせ薬局	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番15号	有限会社八橋薬局 取締役 細谷昇寿	平成30年4月1日

**秋田市告示第149号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
216	イオン薬局土崎港店	秋田市土崎港南二丁目3番41号	イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一	平成30年4月1日

**秋田市告示第150号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
3	西岡メディカル薬局秋田店	秋田市將軍野青山町4番45号	有限会社西岡メディカル薬局 代表取締役 庄田勝哉	平成30年5月1日

**秋田市告示第151号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
4	西岡メディカル薬局秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目6番5号	有限会社西岡メディカル薬局 代表取締役 庄田勝哉	平成30年5月1日

**秋田市告示第152号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
2	日吉薬局	秋田市新屋日吉町6番19号	有限会社ブラムクリーク 代表取締役 小柳雅人	平成30年5月1日

**秋田市告示第153号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
1	小泉薬局	秋田市南通亀の町14番20号	株式会社グッドネイバー 代表取締役 富永敦子	平成30年5月1日

**秋田市告示第154号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市の家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市寺内蛭根一丁目12番2号

佐藤美幸

ファミリーマート 秋田泉中央三丁目店

**秋田市告示第155号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市牛島西二丁目5番5号セジュール開成103  
氏名 福田 勉
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市南通宮田13番36号
- 3 売りさばき所の名称  
セブンイレブン秋田南通宮田店

**秋田市告示第156号**

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名  
秋田市港北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者  
港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名  
変更前 酒井 圭  
変更後 野中 利雄
- 4 変更年月日  
平成30年4月14日
- 5 変更理由  
役員改選による

**秋田市告示第157号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市川尻若葉町1番5号  
一般社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋
- 2 委託契約期間  
平成30年6月1日から同年12月28日まで

**秋田市告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
1004	旧	秋田港北線	秋田市飯島 字堀川113 番地先 秋田市飯島 字堀川86番 地先	2191.10	5.00 ～ 17.00
	新	秋田港北線	秋田市飯島 字平右衛門 田尻232番1 地先 秋田市飯島 字堀川86番 地先	2191.10	5.00 ～ 17.00

- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成30年4月25日
- 3 縦覧期間  
平成30年4月25日から同年5月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝目を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市告示第159号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
笹岡南沢町内会
- 2 規約に定める目的  
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡  
(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備  
(3) 集会施設の維持管理
- 3 区域  
本会の区域は、秋田市外旭川字蒲沼187番地から300番地まで、外旭川字土手下47番地から191番地まで、外旭川字家ノ前地内および外旭川字南沢地内の区域とする。
- 4 主たる事務所  
本会の事務所は、秋田市外旭川字家ノ前575番地に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所  
中 村 茂  
秋田市外旭川字南沢2番地2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の20および同法第260条の21の規定により解散する。

- 9 認可年月日  
平成30年4月25日

**秋田市告示第160号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
左手子報徳会
- 2 認可年月日  
平成23年5月2日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 嘉 藤 吉 夫  
秋田市雄和左手子字清水下126番地  
変更後 佐々木 澄 夫  
秋田市雄和左手子字清水下54番地
- 4 変更年月日  
平成30年4月8日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第161号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
山手台町内会
- 2 認可年月日  
平成24年9月3日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 平 岡 優  
秋田市山手台二丁目2番地1  
変更後 工 藤 等  
秋田市山手台二丁目2番地4
- 4 変更年月日  
平成30年4月15日
- 5 変更の理由  
役員改選による

**秋田市告示第162号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
旭町町内会
- 2 認可年月日  
平成9年8月8日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 秋 元 昌 貴

秋田市金足小泉字瀧向109番地 7  
変更後 荒 川 和 夫  
秋田市金足小泉字瀧向27番地13

- 4 変更年月日  
平成30年 4月15日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第 7 号

平成30年 4月 6日午後 3時30分秋田市役所 5階会議室 5-Aに  
教育委員会定例会を招集する。

平成30年 4月 3日

秋田市教育委員会  
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 平成30年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件
- 3 秋田市教育委員会事務局職員および学校その他教育機関の職員の細職名に関する規則の一部を改正する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8条第 1項、第 3項および第 5項の規定に基づき、平成30年 5月17日執行予定の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同条第 7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成30年 4月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙長  
秋田市河辺和田字和田107番地 高 橋 一 義
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
秋田市河辺赤平字小蟹沢47番地 田 口 三 男
- 3 選挙立会人  
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野78番地 早 川 昭 良  
秋田市河辺諸井字大部264番地 田 近 金 一

## 河 選 挙 長 告 示

### 河選挙長告示第 1 号

平成30年 5月17日執行予定の河辺土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成30年 4月18日

河辺土地改良区総代総選挙  
選挙長 高 橋 一 義

- 1 場所  
秋田市河辺和田字上中野184番地 2

河辺土地改良区事務所

- 2 日時  
平成30年 5月10日および同月11日  
午前 8時30分から午後 5時まで

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第 4 号

平成30年 4月17日午前10時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年 4月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成30年度第 1号）に関する件
- 3 平成30年度主要事業計画に関する件

## 上 下 水 道 局 告 示

### 秋田市上下水道局告示第 7 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり名称の変更がありましたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2第 3項の規定に基づき告示する。

平成30年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 変更前の名称 新あきた農業協同組合  
変更後の名称 秋田なまはげ農業協同組合
- 2 変更年月日  
平成30年 4月 1日

### 秋田市上下水道局告示第 8 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5条の 7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7号）第 9条第 3号の規定により告示する。

平成30年 4月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
鎌田商事	鎌 田 利 美	男鹿市船川港比詰字 大沢田48番地 2

- 2 廃止年月日  
平成30年 4月 3日

## 公 告

### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により、農用地利用集積計画（平成30年度第 1号計画）を

定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年4月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 賦課対象区域

将軍野青山町、新屋比内町、下浜羽川字水垂、下新城中野字琵琶沼、飯島字堀川、飯島鼠田四丁目、飯島字薬師田、旭川南町、東通一丁目、広面字碓、横森一丁目、仁井田目長田一丁目、牛島東七丁目、仁井田字新中島、手形字西谷地、手形字十七流、寺内字三千刈、牛島西一丁目、河辺神内字鶴巻、河辺和田字式田、河辺和田字下夕川原、河辺和田字和田、河辺和田字岡村、柳田字佐渡端、太平目長崎字目長崎、太平目長崎字大根沢、太平目長崎字本町および太平目長崎字上目長崎（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

### 秋田市上下水道局公告

秋田公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年4月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 賦課対象区域

太平八田字木曾石、太平山谷字中山谷、太平山谷字細越、太平山谷字十三岱、太平山谷字野田、太平山谷字下皿見内および太平山谷字上皿見内（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

